

(公 印 省 略)
介高第 8 1 0 - 1 2 号
平成 2 2 年 3 月 2 4 日

各軽費老人ホーム施設長 様
(A型及びB型を除く。)

群馬県健康福祉部介護高齢課長 新木 恵一

軽費老人ホーム(A型及びB型は除く。)の「退去時における居室の原状回復費用及び滞納された場合の保証金」について

標記の保証金については、これまで徴収は行わないこととしてきましたが、利用者が退去後に原状回復費用を払えず、施設側が立て替えを行う等トラブルが生じるケースが見られること、また、「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準について」(平成 20 年 5 月 30 日付 老発第 0630002 号)において、標記の保証金について認められていることから、今後は下記事項を条件とした上で、徴収を可能とすることにします。費用負担を求める場合は、適切な対応をお願いします。

記

- 1 根拠となる基準
「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準について」(平成 20 年 5 月 30 日付 老発第 0630002 号)第 5 - 3 - (5) 及び (6) ※「別紙 1」のとおり
- 2 徴収可能費用
 - ・退去時における居室の原状回復費用
 - ・利用料滞納時のための費用
- 3 徴収可能金額
「サービスの提供に要する費用」「生活費」及び「居住に要する費用」を合算した徴収額の 3 か月分(概ね 3 0 万円を超えない部分に限る。)の範囲
- 4 注意事項
 - ・あくまでも、新規入所の際に徴収する費用であり、現入居者から新たに徴収することはできない。
 - ・入所者又はその家族に対し、その額等を記載した書類を交付して、説明を行い、入所者の同意を得なければならない。
 - ・徴収した費用は、居室の原状回復費用を除き、退去時に全額返還すること。
 - ・原状回復費用負担については、「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」(平成 10 年 3 月建設省住宅局・(財)不動産適正取引推進機構)を参考にすること。

※軽費老人ホームに関する基準等については、「別紙 2」のとおり、平成 2 0 年度中に通知済みですが、基準への認識が不足している傾向が見受けられます。これを機会に、再度基準等を読み直していただき、施設全体の運営の向上に役立てていただきますようお願い申し上げます。

担 当：福祉施設係
T E L：027-226-2569

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準について

(平成20年5月30日付老発第0630002号)

第5 サービスの提供に関する事項

3 利用料等の受領

(5) 同条第1項第5号に定める「入所者が選定する特別なサービスの提供を行ったことに伴い必要となる費用」とは、軽費老人ホームとして行うサービス以外の一時的疾病時における深夜介護に要する費用（特定施設入居者生活介護の指定を受けている軽費老人ホームを除く。）及びクラブ活動費等入所者個人に負担を求めることが適当と認められる趣味・娯楽等に要する費用をいうものであり、次のような費用は含まないものであること。

ア 「共益費」などのあいまいな名目の費用

イ 同条第1項第1号から第4号に該当する費用

ウ 新規入所の際に、敷金、礼金、保証金等の名目で徴収する費用（退去時における居室の原状回復費用及び利用料が滞納された場合の保証金として、同条第1項第1号から第3号に係る費用を合算した徴収額の3か月分（概ね30万円を超えない部分に限る。）の範囲で徴収する費用を除く。）

(6) (5)のウに定める保証金は、退去時に居室の原状回復費用を除き全額返還すること。なお、原状回復の費用負担については、「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」（平成10年3月建設省住宅局・（財）不動産適正取引推進機構）を参考にすること。

※軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成20年5月9日厚生労働省令第107号)

(利用料の受領)

第16条 軽費老人ホームは、入所者から利用料として、次に掲げる費用の支払を受けることができる。

一 サービスの提供に要する費用（入所者の所得の状況その他の事情を勘案して徴収すべき費用として都道府県知事が定める額に限る。）

二 生活費（食材料費及び共用部分に係る光熱水費に限る。）

三 居住に要する費用（前号の光熱水費及び次号の費用を除く。）

四 居室に係る光熱水費

五 入所者が選定する特別なサービスの提供を行ったことに伴い必要となる費用

六 前各号に掲げるもののほか、軽費老人ホームにおいて提供される便宜のうち日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、入所者に負担させることが適当と認められるもの

2 軽費老人ホームは、前項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得なければならない。

3 第1項第2号の生活費は、地域の実情、物価の変動その他の事情を勘案して都道府県知事が定める額を上限額とする。

(別紙2)

「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成20年厚生労働省令第107号）」は、平成20年5月9日に公布され、平成20年6月1日より施行されました。これに伴い、関連する通知を、次のとおり各施設あてに送付しておりますので、再度ご確認願います。

(1) 平成20年6月30日付け介高第604-8号 「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準について」及び 「軽費老人ホームの利用料等に係る取扱い指針について」について

【通知内容】

- ①「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成20年厚生労働省令第107号)」を参考添付しています。
- ②「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準について（平成20年5月30日老発第0530002号厚生労働省老健局長通知）」を通知しています。これは、①の解釈通知となるものです。
- ③「軽費老人ホーム利用料等に係る取扱い指針について（平成20年5月30日老発第0530003号厚生労働省老健局長通知）」を通知しています。基本利用料、各種加算額等について示されています。

(2) 平成20年9月9日付け介高第604-14号 「養護老人ホームの設置及び運営に関する基準について」等の一部改正について

【通知内容】

養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホームに関する基準について、一部改正された旨が通知されています。改正内容は次のとおりです。

- ①感染対策委員会は、おおむね3月に1回以上、定期的を開催した上で、感染症が流行する時期等を勘案して、必要に応じ随時開催することが必要であるとされた。
- ②感染対策委員会は、運営委員会など施設内の他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、事故発生の防止のための委員会については、関係する職種、取り扱う事項等が感染対策委員会と相互に関係が深いと認められることから、これと一体的に設置・運営することも差し支えないこととされた。